

第7編 業務(大月都留広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則)

○大月都留広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

(平成 11 年 6 月 7 日規則第 2 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、大月都留広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 11 年条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第 4 条第 2 号の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに 1 月 2 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日までの日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(縦覧の手続き)

第4条 条例第 3 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(別記様式)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 組合長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(市民の意見書の記載事項)

第6条 条例第 6 条第 2 項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、平成 11 年 6 月 7 日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

縦 覧 申 込 書

大月都留広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の報告書等の縦覧を申し込みます。

縦覧年月日 年 月 日

年 月 日
申 込 者
住 所 _____
職 業 _____
氏 名 _____
年 齢 _____

大月都留広域事務組合長 殿